

長野県建築住宅センターから 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務の手数料改定のお知らせ

平素は、一般財団法人 長野県建築住宅センターをご利用いただき感謝申し上げます。

弊センターでは、令和3年4月1日から建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料について、別表4を以下のとおり改定いたします。

なお、床面積が「300㎡以上2,000㎡未満」は同一手数料としておりましたが、対象面積が300㎡に引き下げられたことから、「300㎡以上1,000㎡未満」「1,000㎡以上2,000㎡未満」に細分化しました。

改定の手数料は、令和3年4月1日申請受付分から適用しますので、ご理解をお願い申し上げます。

別表4

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第15条第2項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料は、次のとおりとする。ただし、括弧内は、工場、倉庫その他これらに類する用途の場合とする。(2において同じ。)

表第1

法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定

(単位：円、消費税込)

非住宅部分床面積の合計※1	モデル建物法※2	モデル建物法以外
300㎡以上1,000㎡未満のもの	104,000 (26,000)	267,000 (29,000)
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	137,000 (36,000)	344,000 (40,000)
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	220,000 (88,000)	490,000 (95,000)
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	288,000 (134,000)	603,000 (141,000)
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	346,000 (167,000)	713,000 (174,000)
25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	405,000 (206,000)	813,000 (215,000)
50,000㎡以上のもの	見積もりによる	

※1 非住宅部分床面積は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積をいいます。

※2 モデル建物法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号の口に掲げる基準への適合を確認する方法をいいます。

表第 2

法第 12 条第 1 項又は 13 条第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定
(建築確認と同時申請の場合)

(単位：円、消費税込)

非住宅部分床面積の合計※1	モデル建物法※2	モデル建物法以外
300 m²以上 1,000 m²未満のもの	99,000 (24,000)	249,000 (21,000)
1,000 m²以上 2,000 m²未満のもの	130,000 (32,000)	322,000 (29,000)
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	209,000 (83,000)	464,000 (82,000)
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	274,000 (127,000)	570,000 (125,000)
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	328,000 (158,000)	669,000 (152,000)
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満のもの	385,000 (196,000)	763,000 (190,000)
50,000 m ² 以上のもの	見積もりによる	

表第 3

法第 12 条第 2 項又は 13 条第 3 項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定
(非住宅部分床面積の増加する部分の床面積(以下「非住宅部分増加床面積」という。)がない場合)

(単位：円、消費税込)

非住宅部分 変更 床面積の合計※3	モデル建物法※2	モデル建物法以外
300 m²以上 1,000 m²未満のもの	50,000 (14,000)	135,000 (16,000)
1,000 m²以上 2,000 m²未満のもの	69,000 (18,000)	172,000 (20,000)
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	110,000 (44,000)	246,000 (48,000)
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	145,000 (68,000)	302,000 (71,000)
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	173,000 (84,000)	357,000 (87,000)
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満のもの	203,000 (104,000)	407,000 (108,000)
50,000 m ² 以上のもの	見積もりによる	

※3 非住宅部分変更床面積は、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む非住宅部分床面積をいいます。

2 法第 12 条第 2 項又は 13 条第 3 項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定で非住宅部分増加床面積がある場合は、表第 3 の区分に応じそれぞれ定める額に表第 4 に定める区分に応じそれぞれ定める額を加えた額を手数料とする。

表第 4

法第 12 条第 2 項又は 13 条第 3 項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定
(非住宅部分増加床面積がある場合)

(単位：円、消費税込)

非住宅部分変更床面積の合計※3	モデル建物法※2	モデル建物法以外
300 m ² 未満のもの	82,000 (18,000)	212,000 (22,000)
300 m²以上 1,000 m²未満のもの	102,000 (27,000)	264,000 (30,000)
1,000 m²以上 2,000 m²未満のもの	136,000 (37,000)	340,000 (41,000)
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	219,000 (90,000)	487,000 (96,000)
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	286,000 (135,000)	599,000 (141,000)
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	344,000 (167,000)	708,000 (174,000)
25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満のもの	403,000 (207,000)	807,000 (215,000)
50,000 m ² 以上のもの	見積もりによる	

3 軽微変更該当証明書交付に係る手数料は、表第 3 及び表第 4 による。